

新穂地区防災円卓会議開催計画

- 1 テーマ / 「新穂地区の防災について考える」
- 2 参加者 / 集落(自主防災組織)、公募、新穂地域づくり協議会役員・生活安心部会員、新潟県佐渡地域振興局地域整備部治水課・砂防課、佐渡市(総務部防災管財課、建設課、消防本部、新穂行政 SC)
※ 別紙名簿参照
- 3 会場 / 新穂行政サービスセンター 2F 学習室
- 4 日程等 /

回	期 日	内 容
1	7/31 (月) 19時～	テーマ / 「新穂地域の防災上の課題を把握しよう」 ・ 想定される災害種別と被害の内容 ・ 新穂地域特有の防災上の課題 等
2	8/中下旬 時～	テーマ / 「日頃からの備えについて考えよう」 ・ 防災に関する情報を知る、学ぶ ・ 自らの備えと地域での備え 等
3	9/中下旬 時～	テーマ / 「避難について考えよう」 ・ 避難勧告等の発令・情報伝達と避難行動 ・ 要配慮者等の避難の実効性 ・ 避難所の運営 等
4	10/月上旬 時～	テーマ / 「地域による地域のための 新穂地区防災ガイドの策定について」 ・ 新穂地区防災ガイド案 ・ 活動の実践や見直し ・ 防災資器材の整備 等
5	10/下旬 時～	テーマ / 「新穂地区防災訓練計画の策定について」 ・ 避難訓練 ・ 避難所開設・運営訓練 等

第1回 新穂地区防災円卓会議次第

と き 平成29年7月31日(月) 19時～

ところ 新穂行政サービスセンター 2F 学習室

〇〇 本日の予定 〇〇

1 開 会

あいさつ

新穂地域づくり協議会 城野忠彌 会長
山本寛己 生活安心部会長
佐渡市役所 渡邊裕次 総務部長

2 新穂地区防災円卓会議開催の目的について

(佐渡市役所総務部防災管財課)

3 新穂地域の概要について

(佐渡市役所新穂行政 SC、防災管財課)

- ・ 新穂地域における被災実績(明治34年以降)
- ・ 佐渡市地域防災マップ(新穂・畑野(松ヶ崎除く)地区版)
- ・ 新穂地域の避難所・避難場所と備蓄物資

4 ワークショップ

テーマ / 「新穂地域の防災上の課題を把握しよう」

- ・ 想定される災害種別と被害の内容
- ・ 新穂地域特有の防災上の課題

※ 3. 新穂地域の概要についてを踏まえ、地域で懸念される災害種別や具体的な被害などについて意見交換します。

次に、新穂地域特有の防災上の課題を個人ワークで検討したうえで、グループで意見を集約します。

- ・ グループごとに自己紹介
- ・ カードでの提案(個人ワーク)
- ・ 意見集約とグループ発表

5 閉 会

あいさつ 新穂地域づくり協議会 渋谷美由紀 生活安心副部会長

新穂地域における被災実績(明治 34 年以降)

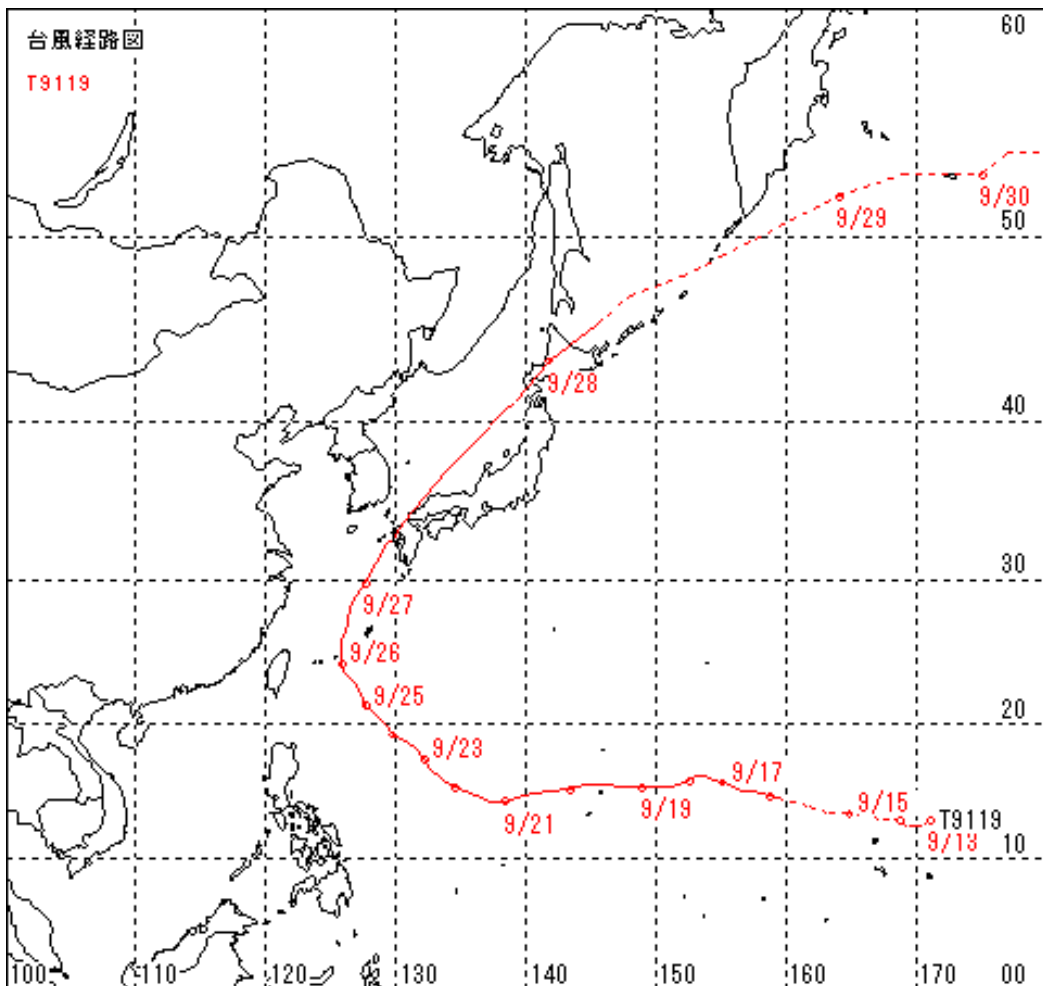
年号	西暦	災害等
明治 37 年	1904 年	新穂村役場全焼
明治 38 年	1905 年	8 月洪水
明治 40 年	1907 年	新穂畑野組合伝染病院焼失
明治 41 年	1908 年	大干ばつ
明治 44 年	1911 年	7.16 洪水
大正 2 年	1913 年	8 月大洪水 新穂町床上浸水
大正 5 年	1916 年	50 日の干害
大正 6 年	1917 年	7.5 洪水
大正 8 年	1919 年	国府川水害予防組合発足
大正 9 年	1920 年	行谷小学校焼失、大野町大火 11 棟焼失
昭和 8 年	1933 年	7 月大水により橋流出
昭和 17 年	1942 年	風水害及び虫害により不作
昭和 18 年	1943 年	52 日の干害
昭和 19 年	1944 年	台風により家屋・立木の倒壊被害
昭和 22 年	1947 年	7 月大水
昭和 28 年	1953 年	洪水により熊野付近堤防決壊、新穂町浸水
昭和 31 年	1956 年	新穂ダム竣工
昭和 39 年	1964 年	新潟地震 震度 5(相川)
昭和 40 年	1965 年	新星学園焼失
昭和 41 年	1966 年	7.21 水害 熊野堤防決壊他被害大
昭和 42 年	1967 年	8.28 水害
昭和 53 年	1978 年	6.26 豪雨災害、大野川ダム竣工
平成 3 年	1991 年	新穂第 2 ダム竣工、台風 19 号被害
平成 9 年	1997 年	6 月豪雨災害
平成 10 年	1998 年	8.4 水害

(出典：新穂村閉村記念誌)

■ 台風 19 号(平成 3 年)

台風第 19 号は、中心付近の最大風速が 50m/s と非常に強い勢力で長崎県に上陸し、その後勢力がほとんど衰えないまま速い速度で日本海沿岸を北上したため、南西諸島から北海道までの全国で、暴風による死者や建物の損壊等の被害が多数発生した。

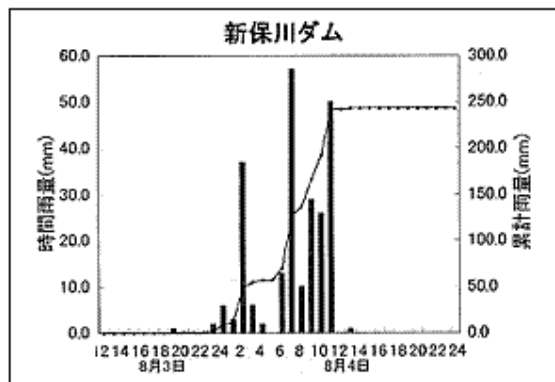
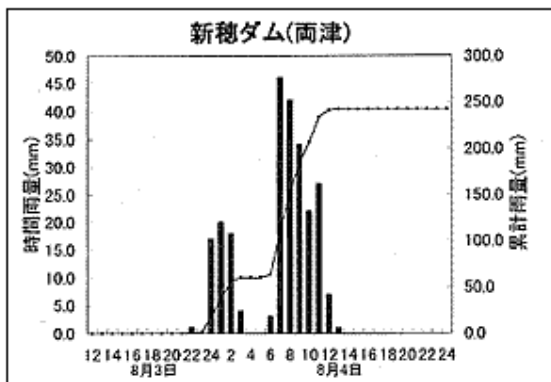
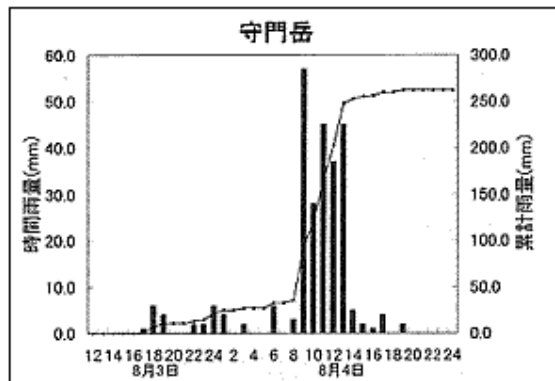
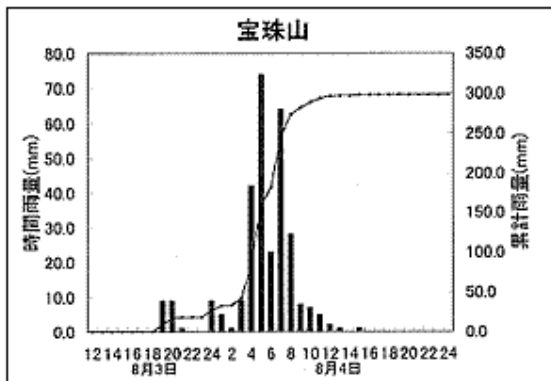
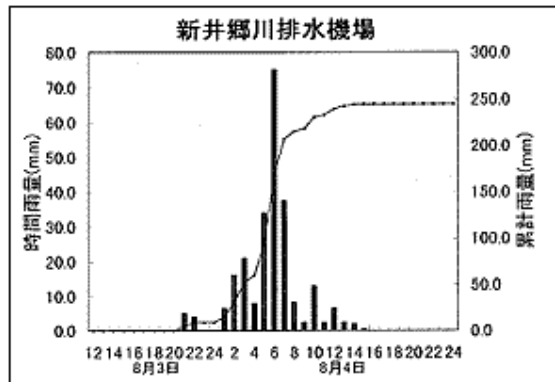
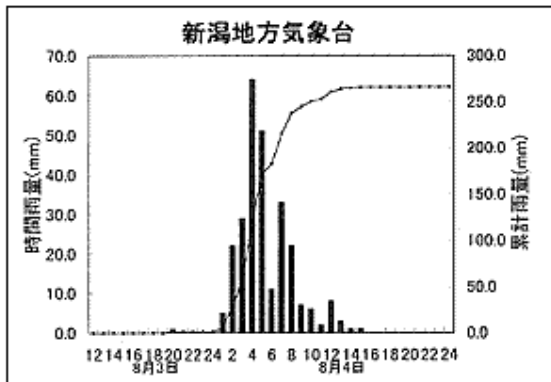
地点名	最低海面気圧		最大風速			最大瞬間風速		
	hPa	日時	m/s	風向	日時分	m/s	風向	日時分
相川	979.5	9/28 1:57	15.5	S	3:00	36.4	SSW	9/28 3:34



(出典：気象庁 HP)

■ 8.4 水害(平成 10 年)

8月4日未明から、新潟県北部に停滞していた梅雨前線に、南西から暖かく湿った空気が入ったため、梅雨前線が活発化し、県内下越・佐渡地方を中心に雷を伴う激しい雨となりました。新潟市で観測史上最大の265mm/日、両津市で194mm/日、守門岳で241mm/日等の記録的な雨量を観測しました。そのため、各地で洪水による河岸の決壊や堤防の越水、道路の冠水等甚大な被害が発生しました。



(出典：新潟県 HP)

ワークショップとは

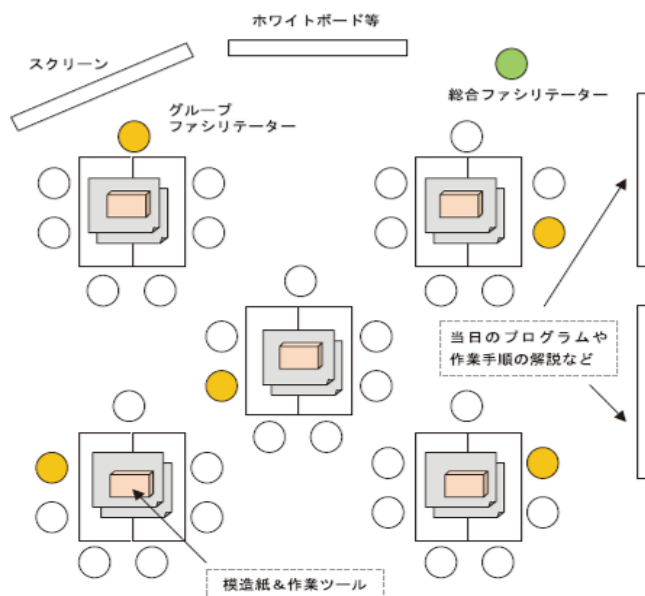
ワークショップとは、楽しさや創造性を持たせながら、人と人とのコミュニケーションをとるための新しい話し合い方のスタイルです。

ワークショップのもともとの意味は、「工房」「作業場」など共同で何かを作る場所を意味します。そのような共同で作業を行う場としてのスタイルを持って、参加者が主体となって積極的に意見を出し合い物事を決定していく作業のことがワークショップと呼ばれるようになったと言えます。

また、「ワークショップ」という言葉は、利用される分野や人によってその定義の仕方、使われ方も異なっているため、正確な定義としては難しい単語だと思いますが、あえて表すならば「講義などの一方的な知識伝達を行うものでなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの中で何かを学び合ったり、作り出したりする『双方向的な学びと創造の場』」と表現することができます。

地域住民と行政とのパートナーシップの形成や交流を通じた地域づくりの有効な手段として活用されています。

★地域づくりとワークショップで大切な5つの考え方



新穂地域の避難所・避難場所一覧

避難所名	収容人員	旧区分	新区分	種類
新穂小学校体育館	617	広域避難所	指定避難所	土/地
行谷小学校体育館	604			洪/土/地
新穂中学校体育館	1,176			洪/土/地
新穂体育館	839			洪/土
新穂武道館	509			洪/土
トキのむら元気館	763			洪/土/地
計	4,508	-	-	-
新穂歴史民俗資料館前駐車場		一時避難所	例:指定緊急避難場所	
新穂就業改善センター				
皆川集落開発センター				
新穂舟下活性化センター				
下新穂集落開発センター				
武井公民館				
大野区公民館				
下大野集落開発センター				
郷平集落開発センター				
上大野集落開発センター				
井内集落開発センター				
上新穂集落開発センター				
瓜生屋営農センター				
正明寺農事集会所				
新穂田野沢活性化センター				
潟上集落開発センター				
青木転作促進研修センター				
新穂長畝活性化センター				
内巻集落開発センター				
島公民館				
北方公民館				
新穂区公民館				

※ 洪/洪水、土/土砂災害、地/地震、津/津波、高/高潮、火/大規模な火事、
他/火山現象など

※ 新区分 / 市指定緊急避難場所、市指定避難所、近隣の安全な場所 等

災害対策基本法

(指定緊急避難場所の指定)

第 49 条の 4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第 49 条の 7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

参考/ 避難行動(安全確保行動)の考え方

(内閣府 避難勧告等に関するガイドラインから)

平成 25 年の災害対策基本法改正(以下「災対法改正」という。)以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

備蓄物資・資材一覧

設置箇所 物品名	銀倉庫(小)	銀倉庫(大)	防災倉庫		備 考
	加茂小・七浦小 金泉小・相川支所 相川中 アミューズメント佐渡 金井コミュニティセンター 畑野小・真野中 小木B&G・羽茂小	内海府小・前浜小 高千小・サンテラ 新穂小・松ヶ崎小 赤泊文化会館	防災センター (市所有分)	給食センター・相川中 南佐渡消防	
マット	50m×4本または 20m×22本	50m×8本	—	50m×4本	200㎡分
エアマット	200個	400個	—	200個	
水	360本	720本	—	360本	500mlペットボトル
バランスパワー	200パック	400パック	—	200パック	1パック4本入り(全粒粉2・ ココア2)
毛布	200枚	400枚	300枚	500枚	真空パック
災害用トイレ標準タイプ(和式)	—	—	3個	3個	下水道マンホールトイレ
災害用トイレ洋式オプション	—	—	1個	1個	下水道マンホールトイレ用洋式 便座
既設トイレ用キット(和式用)	—	—	5個	5個	既設の和式トイレを利用する キット(サニタリオン)
既設トイレ用キット(洋式用)	—	—	50個	50個	既設の洋式トイレを利用する キット(サニタリオン)
簡易トイレ組織用セット	—	—	3個	3個	サニタリオン200枚入り
組み立て式トイレ付タイプ(ホータブル)	—	—	30個	30個	組み立て式ホータブルトイレ(サ ニタリオン)
救助工具セット	—	—	5セット	5セット	スコップ・つるはし・ハン マー・パール・のこぎり・手 斧・ボルトクリッパー
リヤカー	—	—	3台	3台	
スライドスロープ	—	—	1個	—	車イス・リヤカー用スロープ
万能袋	—	—	600袋	600袋	
カセット発電機	—	—	17台	12台	カセットガスボンベ燃料
インバータ発電機	—	—	4台	—	
メタルハライドライト	—	—	17機	12機	照明用
メタルハライドライト(足)	—	—	17脚	12脚	
LEDパルーン投光器	—	—	4機	—	
コードリール	—	—	21個	12個	
防護マスク	—	—	1,000枚	—	
防護服	—	—	200枚	—	
カーペット	—	—	170枚	—	県から払い下げ
避難所用間仕切り	—	—	8個	—	県から借用

◆ 資器材一覧(新穂行政 SC 保管 H29. 7. 20 現在)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
布袋類	446 枚	水防資器材	一輪車	2 台	水防資器材
なわ	16 巻		たこづち	1 個	
ロープ	1 巻		オイルフェンス	20m	
坑木類	80 本		吸着マット	20 枚	
鉄製杭	25 本		土のう	100 袋	水防資器材/防災資器材
鉄線	3 巻		給水用 1t タンク	1 個	水道資器材
ビニールシート	40 枚		ポリタンク 20L	177 個	
スコップ	36 丁		炊き出し用大なべ(蓋付)	1 個	防災資器材
カケヤ	14 丁		炊き出し用バケツ(蓋付)	8 個	
ハンマー	2 丁		非常用飲料水用袋(6L 用)	24 袋	
ツルハシ	3 丁		ポリタンク 10L	11 個	
オノ	1 丁		ポリタンク 20L	6 個	
鎌	3 丁		ポリバケツ大(蓋付)	7 個	
ペンチ(小)	5 丁		ポリバケツ中	2 個	
鋸	7 丁		2 連梯子	1 本	
ナタ	7 丁		テント(日赤)	3 張	
シノ	2 丁		消防用ホース(13 気圧/65A×20m)	2 本	
カッター	2 丁		消防用ホース(40A×20m)	1 本	
パイプレンチ	1 丁				
バール	5 丁				



住む喜びと誇りを抱き人と地域が輝く新穂をみんなでつくる

- 防災情報
- 新穂地域の概要
- 郷土芸能
- 郷土食
- サッコリ（裂き織り）
- イベント

新穂地域づくり協議会 HP に防災情報を掲載しました

■ 防災情報

佐渡市は、災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体および財産を災害から保護するため「地域防災計画」を作成し、実施します。

また、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか、避難場所はどこなのか等の情報をあらかじめ住民に周知するため、ハザードマップ(被害予測地図)を作成しています。

佐渡市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「避難勧告等」を発令し、地域住民に避難行動(安全確保行動)を求めます。

避難行動については、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みには陥ることなく、住民自らの判断で避難行動をとることが原則です。

避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、住民一人ひとりが適時適切な避難行動をとることができるよう、ここでは佐渡市地域防災計画やハザードマップ、避難行動等の考え方のほか、気象庁や国土交通省、新潟県等がリアルタイムで提供する主要な防災情報の入手先をご案内しますので、あらかじめご確認ください。

**水害や土砂災害から自らの命、家族の命を守るために！
地域住民一人ひとりが、日頃から万一来るに備えよう！**

◎ **佐渡市地域防災計画**

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項の規定に基づき、佐渡市防災会議が策定した計画です。

市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

佐渡市地域防災計画は、「風水害等対策編」「震災対策編」「資料編」で構成されていますが、災害対策基本法の改正等により、平成 29 年度中に見直すこととしています。

◎ **佐渡市ハザードマップ**

自然災害により被害が発生すると思われる危険区域を、新潟県のシミュレーション結果(津波・洪水)、砂防基礎調査結果等(土砂災害)に基づき地図化したものです。また、市指定避難所を掲載しています。

なお、水防法改正により想定最大規模の洪水浸水想定区域の見直しが行われています。

◎ **避難行動などの考え方 内閣府 / 避難勧告等に関するガイドライン**

平成 25 年の災害対策基本法改正(以下「災対法改正」という。)以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的でした。

災対法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としています。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

避難勧告等の区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
<p>避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。

避難指示(緊急)

- ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。
- ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)

注 突発的な災害の場合、市長村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

注 土砂災害警戒情報

市町村における避難勧告等の判断を支援するため、都道府県と地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに発表される。この情報は、避難勧告発令の重要な判断要素となる。

参考 災害対策基本法

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

<p>◎ 佐渡市 HP</p> <p>佐渡市役所における総合情報サイトです。</p>
<p>◎ 佐渡市 HP 緊急時災害情報</p> <p>避難勧告等の発令状況などを確認することができます。また、佐渡市防災関連情報、新潟県防災ポータル、新潟県佐渡地域振興局等へもリンクしています。</p>
<p>◎ 新潟気象台</p> <p>気象情報、気象注意報・警報・特別警報、洪水警報の危険度分布、大雨警報(浸水害)の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認することができます。</p>
<p>◎ 国土交通省 川の防災情報</p> <p>全国の河川の水位等の情報をリアルタイムで確認することができます。</p>
<p>◎ 新潟県河川防災情報システム</p> <p>大野ダム、国府川(八幡・新穂観測所)、大野川(皆川・白原観測所)等の情報をリアルタイムで確認することができます。</p>
<p>◎ 新潟県土砂災害警戒情報システム</p> <p>より詳しい土砂災害危険度をリアルタイムで確認することができます。</p>
<p>◎ にいがた LIVE カメラ</p> <p>新潟県等が設置したカメラにより、大野川(矢田ヶ瀬橋付近)等の状況をリアルタイムで確認することができます。</p>
<p>◎ 佐渡市メール配信サービス</p> <p>佐渡市メール配信サービスに登録されると、災害情報などを市民の皆さまへいち早くメールでお届けします。</p>

第2回 新穂地区防災円卓会議次第(案)

と き 平成29年8月 日() 時～

ところ 新穂行政サービスセンター 2F 学習室

〇〇 本日の予定 〇〇

1 開 会

2 前回までの協議事項の確認について (佐渡市役所総務部防災管財課)

3 防災に関する情報を知る、学ぶ

- ◆ 新穂地域の水防体制と情報の提供について
新潟県佐渡地域振興局 地域整備部治水課
- ◆ 佐渡市における防災情報の提供と伝達について
佐渡市役所総務部防災管財課

4 ワークショップ

テーマ / 「日頃からの備えについて考えよう」

- ・ 防災に関する情報を知る、学ぶ
- ・ 自らの備えと地域での備え

※ 3. 防災に関する情報を知る、学ぶを踏まえ、個人や地域レベルで備えるべきことを意見交換します。

- ・ グループごとに自己紹介
- ・ カードでの提案(個人ワーク)
- ・ 意見集約とグループ発表

5 閉 会

第2回 新穂地区防災円卓会議 ワークショップシート(案)

_____ 班

	①すぐできること、やっていること		②できるだけ早く対策を考えるべきこと	
	個人	地域	個人	地域
1. 防災を知る、学ぶには! ・ 防災情報の入手 ・ いつ、どのような避難行動をとるのか ・ 自主防災組織の役割 など				
2. 災害に備える! ・ 住民の防災意識の把握 ・ 避難場所の場所と避難路 ・ 非常持ち出し品、備蓄品 ・ 要配慮者支援 ・ 避難訓練 ・ 家族や地域の決め事 など				
3. その他				

